

2023年度

聖隷クリストファー大学学友会

定例総会

-説明資料-

日時:2023年6月28日 12:00~12:30

場所:1701

## 2023年度 聖隷クリストファー大学学友会総会プログラム

### (1) 2023年度学友会(QOL委員会)役員について

・組織図

聖灯祭実行委員会について

### (2) 2022年度決算及び2023年度予算について

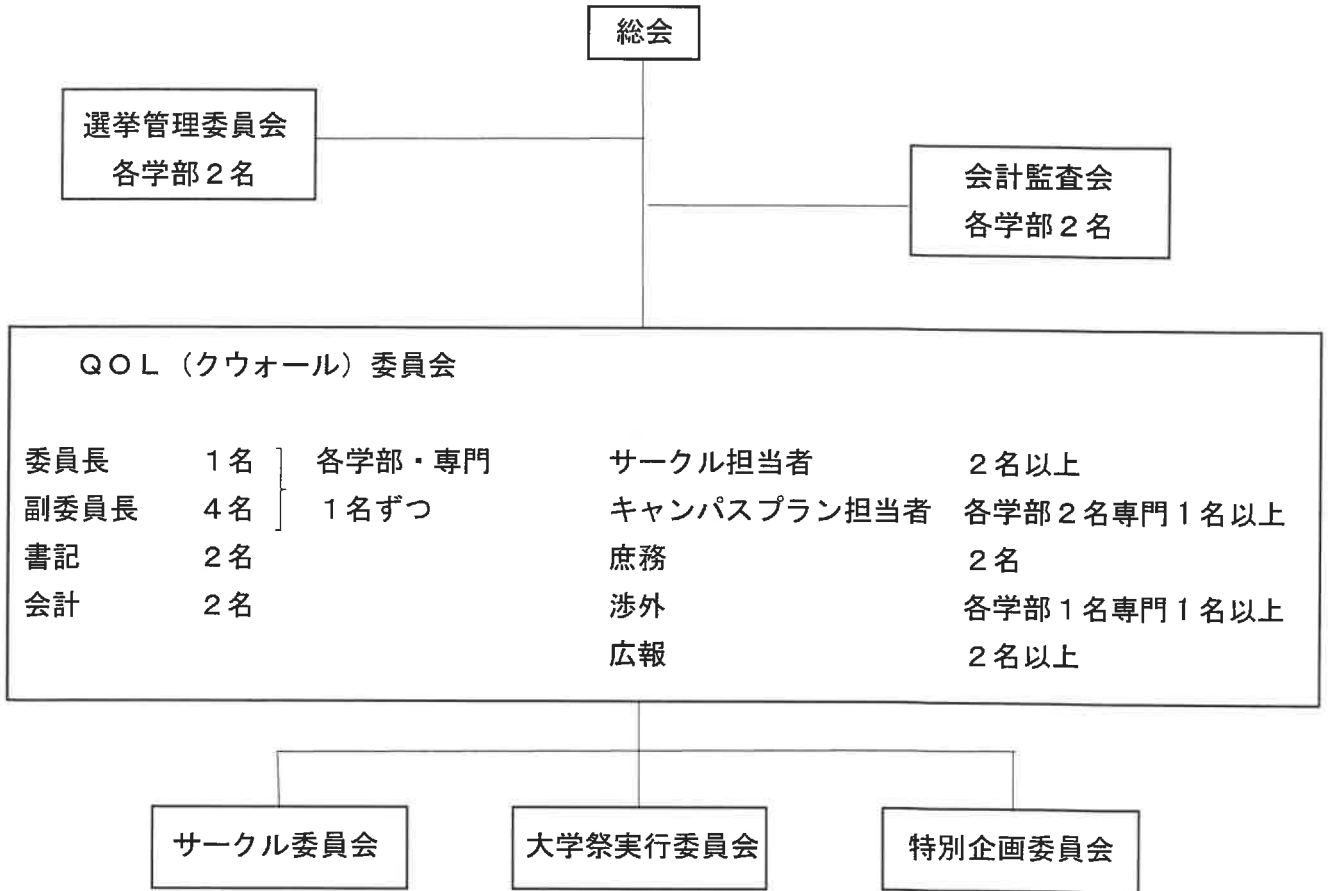
\*2022年度

- ・学友会費決算(案)
- ・サークル補助費決算
- ・聖灯祭会計報告書

\*2023年度

- ・学友会費予算(案)
- ・サークル補助費予算(案)

学友会組織図



## 2023年度学友会役員・聖灯祭実行委員一覧

	役職	学籍番号	氏名	備考
学友会	委員長	22SC06	河合亜衣子	こども教育福祉学科
	副委員長・広報	22SW26	富田陸	社会福祉学科
	副委員長・広報	22SC07	樽林沙弥	こども教育福祉学科
	広報	23RP10	岡本夏鈴	理学療法学科
		23RP33	服部晃汰	理学療法学科
		23EC36	袴田桜芳	こども教育学科
	サークル長	22SW25	寺田和樹	社会福祉学科
	サークル	23EC18	後藤葉	こども教育学科
		23EC24	戸田凜	こども教育学科
	会計長	22SW13	菊池拓磨	社会福祉学科
	会計	22SW19	梶村大翔	社会福祉学科
		23EC27	中島萌香	こども教育学科
		23EC52	渡邊晴香	こども教育学科
	庶務	22SC08	黒柳茉祐	こども教育福祉学科
		22SC15	鈴木ひな	こども教育福祉学科
		22SW05	色山憧	社会福祉学科
		22SW14	熊切千晴	社会福祉学科
		22SW18	四ヶ所フミコ	社会福祉学科
		22SW31	馬場虎太郎	社会福祉学科
		22SW52	渡邊竜成	社会福祉学科
		22CC12	中村日奈子	専門学校
		22CC15	袴田力	専門学校
		22RS06	熊谷春菜	言語聴覚学科
		22RS24	村松優	言語聴覚学科
		22R010	加藤碧	作業療法学科
		22R029	平林正三	作業療法学科
		22R030	牧田清流	作業療法学科
		22R035	藁袋佳菜子	作業療法学科
		22RP20	鈴木惟麻	理学療法学科
		22RP35	早瀬美玖	理学療法学科
		23SW19	後藤真人	社会福祉学科
		23RS05	鈴木詞音	言語聴覚学科
		23RS11	野村聡来	言語聴覚学科
		23R007	大村唯菜	作業療法学科
		23R022	山中好	作業療法学科
		23EC03	海野修都	こども教育学科
		23EC09	落合翔太	こども教育学科
		23EC13	久住温音	こども教育学科
		23EC16	栗山晴匡	こども教育学科
		23EC26	中飯俊明	こども教育学科
23CC11		川島叶夢	専門学校	
23CC21		宮城光	専門学校	

	役職	学籍番号	氏名	備考	
聖灯祭実行委員会 ○リーダー	委員長	22RP32	波多野優真	理学療法学科	
	副委員長	22RP09	金指良典	理学療法学科	
	会計長	22RP28	中田愛菜	理学療法学科	
	会計	22RP20	鈴木惟麻	理学療法学科	
	企画		○22RP26	田中七海	理学療法学科
			22RP17	杉山拓海	理学療法学科
			22RP18	鈴木亜都	理学療法学科
			22RP19	鈴木志保	理学療法学科
			22RP20	鈴木惟麻	理学療法学科
			22RP24	武智勝也	理学療法学科
			22RP25	田中空知	理学療法学科
			22RP28	中田愛菜	理学療法学科
			23RP11	奥宮颯大	理学療法学科
			23RP14	紅林和希	理学療法学科
			23RP16	齋藤菜波	理学療法学科
			23RP29	坪井清楓	理学療法学科
			23RP48	渡辺晴日	理学療法学科
		ボランティア		○22SC33	山本果歩
			22SC02	明石季美花	こども教育福祉学科
			22SC03	渥美裕理	こども教育福祉学科
			22SC04	落合真緒	こども教育福祉学科
			22SC09	後藤菜々	こども教育福祉学科
			22SC11	島村美咲	こども教育福祉学科
			22SC13	杉浦眞子	こども教育福祉学科
			22SC21	坪井結名	こども教育福祉学科
			22SC22	中村朱里	こども教育福祉学科
			22SC23	中谷愛美	こども教育福祉学科
			22CC07	高柳昌志	専門学校
			23EC11	笠原麻由	こども教育福祉学科
			23EC24	戸田凜	こども教育福祉学科
			23EC27	中島萌香	こども教育福祉学科
			23EC52	渡邊晴香	こども教育福祉学科
	講演会		○22SC14	鈴木詠太	こども教育福祉学科
			22SC26	早川怜月	こども教育福祉学科
			23EC06	大見あゆ	こども教育福祉学科
			23EC31	南條優菜	こども教育福祉学科
			23EC37	蓮池渚	こども教育福祉学科
			23EC38	長谷川愛花	こども教育福祉学科
			23EC47	宮本愛生	こども教育福祉学科
			23EC48	向山萌美	こども教育福祉学科
			23EC49	屋代藍那	こども教育福祉学科
	装飾		○22R036	宮崎斗亜	作業療法学科
			22R014	桐田夏希	作業療法学科
		22R027	林若那	作業療法学科	
		22R038	和久田菜々	作業療法学科	
		23R003	岩下花	作業療法学科	
		23R006	大石乃愛	作業療法学科	
		23R011	清水友梨	作業療法学科	
		23R017	古橋花梨	作業療法学科	

	役職	学籍番号	氏名	備考	
	後夜祭	○22N047	河合優里香	看護学部	
		22N009	池田芽生	看護学部	
		22N042	奥村実矢	看護学部	
		22N078	杉山陽菜	看護学部	
		22N089	竹下里穂	看護学部	
		22N097	鶴岡莉世	看護学部	
		22N106	中山明香	看護学部	
		22N113	西崎佑唯	看護学部	
		22N137	松本紗弥	看護学部	
		22N141	村松春菜	看護学部	
		22N147	山口こころ	看護学部	
		22N151	山本綾香	看護学部	
		22N155	吉田季生	看護学部	
		22N158	吉山晴香	看護学部	
		22N160	渡邊みか	看護学部	
		23N002	芥川一步	看護学部	
		23N003	浅田結衣	看護学部	
		23N006	荒橋飛羽	看護学部	
		23N007	飯尾唯花	看護学部	
		23N022	植村あさみ	看護学部	
		23N058	久米咲綺	看護学部	
		23N074	清水優有	看護学部	
		23N102	田澤美空	看護学部	
		23N144	三浦菜月美	看護学部	
		23N146	宮川真緒	看護学部	
		23N147	宮城心那	看護学部	
		模擬店	○22RS07	齋藤未来安	言語聴覚学科
			22RS04	大林千鶴	言語聴覚学科
			22RS13	高橋朝日	言語聴覚学科
22RS18	初瀬音羽		言語聴覚学科		
22RS20	松浦涼也		言語聴覚学科		
22RS22	松本侑真		言語聴覚学科		
広報	○22R013	北野友也	作業療法学科		
	22R012	川島健太郎	作業療法学科		
	23R010	猿田ゆみな	作業療法学科		
	23R018	松井美礼	作業療法学科		
庶務	○22N087	高田実美	看護学部		
	22N012	石倉侑和	看護学部		
	22N058	齋藤愛理	看護学部		
	22N059	坂岡未来	看護学部		
	22N069	島田瀬菜	看護学部		
	22N099	富口桃花	看護学部		
	22N129	松井杏奈	看護学部		
	23N088	鈴木紅杏	看護学部		
	23N130	藤原瑞希	看護学部		
23N133	堀内奈桜	看護学部			

## 2022年度 聖隷クリストファー大学学友会決算書（案）

2022年4月1日～2023年3月31日

## 収入の部

	項目	金額	予算額	実績額	差異額	備考
学友会費収入	看護学部	20,000	3,200,000	3,180,000	-20,000	159名×@20,000
	社会福祉学部	20,000	1,720,000	1,720,000	0	86名×@20,000
	リハビリテーション学部	20,000	2,120,000	2,080,000	-40,000	104名×@20,000
	助産学専攻科	5,000	85,000	80,000	-5,000	16名×@5,000
	介護福祉専門学校	10,000	220,000	210,000	-10,000	21名×@10,000
	社会福祉学部3年次編入	10,000	40,000	40,000	0	4名×@40,000
	（学友会費合計）		7,385,000	7,310,000	-75,000	
援助費	後援会援助費	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	
雑収入				96	96	ゆうちょ8円サークル6円聖灯祭6円
繰越金	前年度繰越金		8,852,821	8,852,821	0	
	収入合計		18,037,821	17,962,917	-74,904	

## 支出の部

	項目	金額	予算額	実績額	差異額	備考
サークル	サークル補助金		4,340,000	3,913,497	-426,503	
行事等	Tシャツ代		50,000	35,043	-14,957	
	広報（印刷代）		50,000	12,130	-37,870	
	スポーツ大会		500,000	226,449	-273,551	
	大学祭（聖灯祭）		3,700,000	3,649,679	-50,321	
	大学祭（学友会企画）		200,000	7,393	-192,607	
	クリスマス祝会		500,000	691,835	191,835	スポーツ大会より20万円計上
	検温器	@2,850	15,000	13,600	-1,400	2,850×5（+送料等）
	卒業記念品（秋+春）	@3,168	1,241,856	1,262,404	20,548	398名（+手数料880円）
	進就職パーティ分担費		2,000,000	0	-2,000,000	
施設設備費	電気代（手数料）		150,000	0	-150,000	
予備費			600,000	13,790	-586,210	新入生セミナー（看護）
繰越金	次年度繰越金		4,690,965	8,137,097	3,446,132	
	支出合計		18,037,821	17,962,917	-74,904	

## 2022年4月1日～2023年3月31日 サークル補助費決算

	サークル名	属性	予算	実績	残高	備考
1	TOLO	サークル	10,000	0	10,000	
2	マナの会	サークル	30,000	0	30,000	
3	献血推進サークル	サークル	20,000	19,756	244	
4	くっぴいー	サークル	0	0	0	
5	アスリハ塾	サークル	15,000	0	15,000	
6	2ぴいす	サークル	10,000	0	10,000	
7	いとでんわ	サークル	20,000	0	20,000	
8	ハンドベルサークル	サークル	200,000	71,720	128,280	
9	軽音サークル	サークル	200,000	195,354	4,646	現金
10	プラスバンド	サークル	600,000	600,000	0	
11	オリーブ	サークル	0	0	0	
12	茶道部	サークル	30,000	13,569	16,431	
13	美術サークル	サークル	15,000	13,098	1,902	
14	郷土料理研究会	サークル	40,000	0	40,000	
15	笑smile	サークル	10,000	0	10,000	
16	ISS	サークル	30,000	0	30,000	
17	Merry puppy	サークル	25,000	0	25,000	
18	バスケットサークル	サークル	20,000	0	20,000	
19	フットサルサークル	サークル	30,000	30,000	0	
20	(猿)	サークル				フットサルサークルと合体
21	ゆりかもめ	サークル	10,000	0	10,000	
22	PANPA	サークル	40,000	40,000	0	
23	球部 (たまぶ)	サークル	25,000	0	25,000	
24	shu☆和	サークル	20,000	0	20,000	
25	硬式野球部	サークル	1,000,000	1,000,000	0	利息2円
26	よさこい鰻陀羅	サークル	980,000	980,000	0	利息2円
27	パラだに	サークル	950,000	950,000	0	利息2円
28	つりいこ	サークル	0	0	0	2022年10月廃部
29	もぎじい	サークル (同好会)				2022年度新設
30	ゲーマーズ	サークル (同好会)				2022年度新設
31	Palpation	サークル (同好会)				2022年度新設
合計			4,330,000	3,913,497	416,503	



## 2022年度 聖灯祭決算書

部署	項目	収入	支出	備考
委員長	運営費	¥3,700,000		
	保険料		¥5,385	
	雑費		¥500	コピー代
企画	野外ステージ		¥489,500	
	参加者景品代		¥177,300	
	参加賞		¥51,000	@3000*17
	ダスキメント		¥27,500	
	弁当代		¥56,670	業者弁当含む
	雑費		¥17,130	フェイスシールド
庶務	Tシャツ代		¥118,880	
	雑費		¥6,410	駐車場代・軍手他
模擬店	ダスキンレンタル		¥218,240	
	シズオカカシモノ		¥38,390	
	サークル出店		¥100,000	@10000*10
	室内展示		¥70,000	@10000*7
後夜祭	後夜祭ステージ		¥425,920	
	景品代		¥1,356,635	
装飾	業者		¥200,000	
	雑費		¥4,414	
広報	ポスター・プログラム		¥283,250	
手数料			¥2,555	
合計		<b>¥3,700,000</b>	<b>¥3,649,679</b>	
残高			¥50,321	
雑収入	受取利息	¥6		
総残高			¥50,327	

2022年12月20日

聖灯祭実行委員 委員長  
会計

梶田拓希  
坂本 翼

## 2023年度 聖隷クリストファー大学学友会予算書(案)

2023年4月1日～2024年3月31日

## 収入の部

	項目	金額	予算額	備考
学友会費収入	看護学部	20,000	3,160,000	158名×@20,000
	社会福祉学部	20,000	1,040,000	52名×@20,000
	リハビリテーション学部	20,000	1,780,000	89名×@20,000
	国際教育学部	20,000	1,040,000	52名×@20,000
	助産学専攻科	5,000	85,000	17名×@5,000
	介護福祉専門学校	10,000	230,000	23名×@10,000
	社会福祉学部3年次編入	10,000	40,000	4名×@10,000
	(学友会費合計)		7,375,000	
援助費	後援会援助費	1,800,000	1,800,000	
繰越金	前年度繰越金		8,137,097	
	収入合計		17,312,097	

## 支出の部

	項目	金額	予算額	備考
サークル	サークル補助費		4,545,000	活動再開・新設サークル増加
行事等	Tシャツ代		35,000	
	広報(印刷代)		30,000	
	スポーツ大会		400,000	
	大学祭(聖灯祭)		3,900,000	全対面・レンタル物品等値上げ・出店団体増加
	大学祭(学友会企画)		200,000	
	クリスマス祝会		600,000	飲食制限なし開催予定
	卒業記念品(秋+春)		1,295,712	409名×@3,168
	進就職パーティ分担費		2,000,000	
施設設備費	電気代(手数料)		150,000	
予備費			600,000	
繰越金	次年度繰越金		3,556,385	
	支出合計		17,312,097	

## 2023年度サークル補助費今年度予算(案)

2023年4月1日～2024年3月31日

(単位：円)

	サークル名	属性	前年度費用	今年度費用	
1	TOLO	サークル	10,000	20,000	
2	マナの会	サークル	30,000	30,000	
3	献血推進サークル	サークル	20,000	20,000	
4	くっぴいー	サークル	0	30,000	今年度活動再開
5	アスリハ塾	サークル	15,000	15,000	
6	2ぴいす	サークル	10,000	30,000	
7	いとでんわ	サークル	20,000	20,000	
8	ハンドベルリングーズ	サークル	200,000	200,000	
9	軽音サークル	サークル	200,000	200,000	
10	プラスバンドサークル	サークル	600,000	700,000	楽器購入のため
11	オリーブ	サークル	0	0	
12	茶道部	サークル	30,000	30,000	
13	郷土料理研究会	サークル	40,000	40,000	
14	Merry puppy	サークル	25,000	25,000	
15	バスケットサークル	サークル	20,000	20,000	
16	フットサル	サークル	30,000	30,000	
17	ゆりかもめ	サークル	10,000	10,000	
18	PANPA	サークル	40,000	40,000	
19	球部	サークル	25,000	0	2023年4月～9月休部
20	硬式野球部	サークル	1,000,000	1,000,000	
21	よさこい鰻陀羅	サークル	980,000	980,000	
22	パラだに	サークル	950,000	950,000	
23	もぎじい	サークル	0	0	
24	ゲーマーズ	サークル	0	30,000	2022年度新設
25	Palpation	サークル	0	30,000	2022年度新設
26	Su・milimg	サークル	0	30,000	2022年度新設
27	ISS	サークル	30,000	30,000	
28	演劇サークル	サークル(準同好会)		10,000	2023年度10月以降に決定する
29	こねくと	サークル(準同好会)		10,000	2023年度10月以降に決定する
30	ハッピーセット	サークル(準同好会)		10,000	2023年度10月以降に決定する
合計			4,285,000	4,540,000	

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、聖隷クリストファー大学学友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建学の精神に従い、保健医療社会福祉の分野における幅広い知識と、看護、リハビリテーションおよび福祉の深い専門の学芸を探究しつつ、学生生活全般の発展向上に努めると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(運 営)

第3条 本会は、第2条の目的達成のために必要な諸活動を行う。

(所 在)

第4条 本会は、事務局を、浜松市北区三方原町3453番地、聖隷クリストファー大学内に置く。

## 第2章 会員

(構 成)

第5条 本会は、聖隷クリストファー大学全学部生および聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校生をもって構成する。

(権利及び義務)

第6条 本会の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 本会を運営するために必要な委員を選出する権利及び義務
- (2) 本会の主催する諸活動に参加する権利及び義務
- (3) 本会の規約及び決議に従う義務
- (4) 本会の会費を納入する義務
- (5) 本会の会計を監査する権利及び義務
- (6) 本会各組織の記録文書を閲覧する権利

## 第3章 会長

第7条 学友会会長は、本会を代表し<sup>クウォール</sup>QOL委員会委員長をあてる。

## 第4章 組織

(機 関)

第8条 本会は、第2条の目的を遂行するため、次の機関を置く。

(1) 総 会

- イ. 全学生総会
- ロ. 学部別各学年総会
- ハ. 専門学校総会

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

- (2) <sup>クウォール</sup>QOL委員会
- (3) サークル委員会
- (4) 特別企画委員会
- (5) 大学祭実行委員会

(組 織)

第9条 本会の組織は次のとおりとする。  
学友会組織図→別紙

(学外団体への加入)

第10条 本会の学外団体への加入は、学校の規定に基づき学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

## 第5章 総会

第11条 総会は、本会の最高決議機関である。

(構 成)

第12条 総会は、全学生総会と学部別各学年総会・専門学校総会の二重組織とし、全学生総会は全会員をもって構成され、学部別各学年総会はそれぞれの学部における各学年全員をもって構成され、専門学校総会は1、2学年全員をもって構成される。但し各学部4年次生及び専門学校2年次生については学部別各学年総会及び専門学校学年総会が開催されない場合、資料を公示することで代えることができる。

第13条 原則として全学生総会は、学部別各学年総会、専門学校総会における決議結果が半分以上の総会で否決された場合にのみ開催される。

(任 務)

第14条 総会は、次の事項を審議及び決議する。

- (1) 本会運営の基本方針及び活動方針
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約改正
- (4) <sup>クウォール</sup>QOL委員会の組織ならびに役員
- (5) その他の重要事項

(招 集)

第15条 総会は、学友会会長により招集される。

- (1) 定例総会 年1回(5月～6月)
- (2) 臨時総会
  - イ. 会員の5分の1以上の同意署名による請求があった場合
  - ロ. <sup>クウォール</sup>QOL委員会が必要と認めた場合

(告 示)

第16条 学友会会長は、総会の日時、場所、議案、必要事項を総会開催の7日前までに、会員に告示しなければならない。

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

(定足数)

第17条 総会は、全学生総会の場合全会員の3分の2以上、学部別各学年総会及び専門学校総会の場合各学年全会員の3分の2以上をもって成立する（委任状を含む）。但し、委任状の有効数は出席者（委任状を含まない）の3分の1以内とする。総会に出席できない場合は指定の用紙に欠席理由を明確にし、総会前日までに学友会会長に提出することとする。なお、緊急でその理由が認められた場合に限り当日提出も認めることとする。

(運 営)

第18条 総会は、<sup>クウォール</sup>QOL委員会が運営する。

(議長団)

第19条 総会は、議長団として次の役員を置く。

議長 1名

副議長 1名

書記 2名

議長団は開会の度毎、1週間前までに会員より選出する。但し、全学生総会の場合書記は<sup>クウォール</sup>QOL委員会の書記が兼任することができる。

(議長団の任務及び権限)

第20条 総会の役員は、次の任務及び権限を有する。

- (1)議長は、議事進行に努めその総括にあたる。
- (2)議長は、総会の議事進行を円滑にするために、質疑、討論、その他の発言について時間の制限をすることができる。
- (3)議長は、総会の議事進行上障害のある行為をする者に退場を命ずることができる。
- (4)副議長は、議長の補佐を行い、議長の不在時その職務を代行する。
- (5)書記は議事内容の記録を行う。

(決 議)

第21条 総会の決議は、次のように決することとする。

- (1)学部別各学年総会及び専門学校総会において、出席者の3分の2以上をもって議決する。
- (2)3分の2以上の学部別各学年総会及び専門学校総会の決議結果が同じであった場合、その決議結果をもって全学生総会の決議とする。
- (3)第21条(2)項以外の場合、全学生総会を開催し、出席者の3分の2以上をもって議決する。

(決議事項の確認)

第22条 総会の決議事項の確認は、次のように行うこととする。

- (1)学部別各学年総会議長及び専門学校総会議長は、総会の最後に決議事項を確認し、総会終了後ただちに学友会会長に報告する義務を負う。
- (2)全学生総会議長は、総会の最後に決議事項を確認し、学友会会長に報告する義務を負う。
- (3)総会決定事項については、学友会会長は会員に公示しなければならない。

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第6章 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会

第23条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、本会の最高執行機関である。

(構成)

第24条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、各学部及び専門学校から選出された代表者をもって構成される。

第25条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、委員長1名、副委員長4名、書記2名、会計2名、サークル担当者2名以上、キャンパスプラン担当者各学部2名及び専門学校1名以上、庶務2名、渉外各学部1名及び専門学校1名以上、広報2名以上の役員を、<sup>クウォール</sup> Q O L 委員内の互選により決定する。なお、委員長・副委員長の計5名はそれぞれの学部及び専門学校より1名ずつ選出することとする。

(兼任の禁止)

第26条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員は、他の役員（サークル部長、大学祭実行委員長など）を兼任することはできない。

(任期)

第27条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の委員会の体制が確立するまでは引き継ぎ期間とする。

(任務)

第28条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、次の任務を行うこととする。

- (1) 本会の基本方針、活動方針の作成及び遂行
- (2) 予算案の作成及び決算
- (3) 第3条に定める諸活動の企画、運営
- (4) 本会に属する委員の選出、各機関の活動の統括
- (5) その他、総会の決議に基づき、必要とされる事項の審議

(招集)

第29条 <sup>クウォール</sup> Q O L 委員会は、委員長により招集される。

- (1) 定例委員会 月1回
- (2) 臨時委員会  
イ. 委員長または副委員長が必要と認めた場合  
ロ. <sup>クウォール</sup> Q O L 委員の4分の1以上がこれを要求した場合

(職責)

第30条 <sup>クウォール</sup> 各 Q O L 委員の職責は、次のとおりとする。

(1) 委員長

本会を代表し、<sup>クウォール</sup> Q O L 委員会の執務を統括・運営し、総会、<sup>クウォール</sup> Q O L 委員会の招集を行う。

## 聖隷クリストファー大学学友会規約

### (2)副委員長

委員長を補佐し、委員長不在の場合、その執務を代行する。また、必要時には<sup>クウォール</sup>QOL委員会の招集を行う。

### (3)書 記

<sup>クウォール</sup>QOL委員会、総会における書記録の作成及び管理を行う。

### (4)会 計

総会において承認された予算に基づき、学友会費の管理を行い、学友会費を徴収する。会計報告書の作成をする。

### (5)サークル担当者

サークル委員会を統括・運営し、<sup>クウォール</sup>QOL委員会との連絡を行う。

### (6)キャンパスプラン担当者

- イ. 学友会活動の目的を達成するために、必要に応じて特別企画委員会を発足させ、その統括・運営を行う。
- ロ. 学生生活をより豊にするための活動を行うとともに、会員からの意見を取りまとめ、学長に提出する。

### (7)庶務

会計、書記以外の事務一般を行う。

### (8)渉外

本会に関わる対外的な活動を担当する。

### (9)広報

学校生活を豊かにする活動の広報活動を行う。

### (特別企画委員会)

第31条 学友会活動の目的を達成する為に、キャンパスプラン担当者は必要に応じて<sup>クウォール</sup>QOL委員会の承認を受け特別企画委員会を発足させる。

### (決 議)

第32条 <sup>クウォール</sup>QOL委員会は、<sup>クウォール</sup>QOL委員3分の2以上の出席において成立し、出席者の過半数をもって議決する。

### (解 任)

第33条 <sup>クウォール</sup>QOL委員の不信任案は、(1) (2)のいずれかが提案された場合に総会の議を経て解任される事がある。

- (1) <sup>クウォール</sup>QOL委員会の3分の2以上をもって提案された場合。
- (2) 全会員の5分の1以上の署名をもって提案された場合。

### (欠員の補充)

第34条 <sup>クウォール</sup>QOL委員が、第33条および第14条(4)項に基づいて解任された場合、その日から数えて20日以内に補充選出されなければならない。但し、新<sup>クウォール</sup>QOL委員の任期は、旧<sup>クウォール</sup>QOL委員の任期の残存期間とする。



# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第7章 サークル及びサークル委員会

### 第1節 要 項

(目 的)

第35条 学内団体は、本会会員により結成し、運動、文化、学術、研究、奉仕などの課外活動を通して、学生生活をより豊かにするための組織である。

(新設)

第36条 サークルの新設は、はじめ同好会として発足し、6ヶ月間活動をした後、希望があれば所定の手続きによりサークルとなることができる。

(結 成)

第37条 同好会の結成は、学内専任教職員に顧問を依頼し、団体設立願、活動計画書、部員名簿を顧問の承認を得てサークル担当者に提出し、サークル委員会の承認を得て学生サービスセンターに願い出るものとする。

(構 成)

第38条 サークルは10名以上、同好会は5名以上の本会会員をもって構成され、学内専任教職員を顧問とする。また、他校との交流については、顧問の承認のうえ認められる。

(加入・退部・休部)

第39条 本会会員のサークル、同好会への加入、退部、休部は、個人の責任のもとに自由とする。加入、退部、休部時には、それぞれ各部長に、加入届、退部届、休部届を提出する。

(サークルの権利・義務)

第40条 サークルは、次の権利及び義務を有する。

- (1)各サークルは、互選により部長1名、副部長1名、会計1名を置く。この3役は兼任してはならない。
- (2)各サークルは、本会のあらゆる組織を通じて全会員に活動を示す。
- (3)サークルの活動は部費、援助費および寄付金により運営される。
- (4)各サークルは、本会会計予算から支給されるサークル援助費を受ける権利を有し、QOL委員会に決算報告を行う義務を有する。
- (5)各サークルは、年度はじめにサークル員名簿、会計予算案、決算報告、活動報告、活動計画を指定の用紙に記入し、顧問の承認を得てサークル担当者に提出する。サークル担当者はサークル員名簿及び活動計画書をまとめて学生サービスセンターに提出する。
- (6)各サークルの役職者の交代は、顧問の承認を得てサークル担当者に届け出なければならない。サークル担当者はこれを学生サービスセンターに届け出る。
- (7)各サークルは、独自の規約及び組織をもって活動することが出来るが、本会の規約、決定には従わなければならない。

(同好会の権利・義務)

第41条 同好会の権利及び義務は、第40条に定めるサークルの権利及び義務に準拠する。また、サークル委員会の承認のうえ、同好会援助費を受けることができる。

## 聖隷クリストファー大学学友会規約

(活動の停止)

第42条 サークル委員会の決議に従わない場合、そのサークル、同好会は活動停止となる。なお活動停止の期間は4ヶ月以内とする。

(解 散)

第43条 サークルの解散は、顧問と相談の上サークル担当者に届け出、サークル委員会の承認を得て、学生サービスセンターに届け出るものとする。解散と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。

(休部、復興、廃部)

第44条 サークル、同好会の部員が第38条で規定された人数を下まわった場合、サークル委員会の判断で1年間までは休部となる。その間に復興されない場合は自動的に廃部となる。廃部と同時に本会会計より受けた援助費は返還する。なお、休部となったサークル、同好会の復興の手続きは第37条に準ずる。

(サークルの学外団体への加入)

第45条 サークルの学外団体への加入は、顧問の承認を得、サークル担当者に届け出ると同時に学生サービスセンターにて所定の手続きを行う。

### 第2節 サークル委員会

(構 成)

第46条 サークル委員会はサークルに関する審議機関であり、各サークル部長及びサークル担当者をもって構成される。

第47条 サークル委員会は、互選により体育部長、文化部長、書記、会計各1名を置く。

(目 的)

第48条 サークル委員会は、各サークル、同好会間の連絡を密にし、サークル、同好会活動の活発化を図ることを目的とする。

(任 務)

第49条 サークル委員会は、次の任務を行うこととする。

- (1)各サークル、同好会の予算請求をQOL委員会に提出し、学生総会で承認された予算内で円滑に活動する。
- (2)各サークル、同好会の結成、休部、活動停止についての審議。
- (3)同好会がサークルになること、及びサークルが同好会になることの審議。

(決 議)

第50条 サークル委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって、議決する。

(開 催)

第51条 サークル委員会は、次の場合に開催される。

- (1)前期、後期各1回定例会を開き、各サークルの活動状況その他を報告する。
- (2)サークル担当者が必要と認めた場合。

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第8章 会計

(会 費)

第52条 本会の会費は年会費5,000円とし、修学年数分を入学時一括払いとし、郵便局への振込とする。

(収 入)

第53条 本会は、会費、寄付金、その他をもって収入とする。

(1)既納の会費は、会員でなくなったときも返還はしない。

(2)会費の増額又は減額については、総会の承認を必要とする。

(3)本会の運営において、万一予算上の支障が出た場合、総会の承認を得て会費の臨時徴収を行う。

(予 算)

第54条 新年度における予算の原案は、<sup>クワオール</sup>QOL委員会において作成し、総会に提出して承認を得る。

(会計年度)

第55条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計報告)

第56条 <sup>クワオール</sup>QOL委員会は、定例総会において会計報告をしなければならない。

(会計監査)

第57条 決算に際し、<sup>クワオール</sup>QOL委員会会計は、会計監査を受けなければならない。

## 第9章 会計監査委員会

(構 成)

第58条 会計監査委員会は各学部、専門学校から選出された2名、計8名及び学生サービスセンター長をもって構成される。

(選 出)

第59条 会計監査委員は学友会会員の中から選出し、他の役員(<sup>クワオール</sup>QOL委員や選挙管理委員など)と兼任してはならない。

(任 務)

第60条 会計監査会は、次の任務を行うこととする。

(1)会計の決算に際し、決算報告書の監査を行い、定例総会において監査結果を報告する。

(2)会員の10分の1以上の署名をもって請求のあった場合に臨時監査を行う。

# 聖隷クリストファー大学学友会規約

## 第10章 選挙

### 第1節 要 項

第61条 この選挙は、<sup>クウォール</sup>QOL委員会役員<sup>クウォール</sup>の信任投票を行う。

第62条 選挙権、被選挙権は、入会と同時に与えられる。

第63条 選挙権は、1人1票とする。

第64条 選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに行われる。

第65条 選挙は、有権者の2分の1以上の有効投票により成立する。

第66条 有効投票の3分の2以上をもって信任されたものとする。

### 第2節 選挙管理委員会

第67条 選挙管理委員会は、各学部及び専門学校から選出された2名、計8名の委員により構成される。選挙管理委員会は委員の互選により選挙管理委員長1名を決定する。

第68条 選挙管理委員会は、次の場合に開催される。

(1) 選挙管理委員長が必要と認めた場合

(2) 選挙管理委員の過半数が必要と認めた場合

第69条 選挙管理委員の任期はその選挙管理委員を選出した<sup>クウォール</sup>QOL委員の任期に準ずる。

第70条 選挙管理委員長及び委員は被選挙権、推薦権を有しない。

### 第3節 選挙方法

第71条 選挙は、投票日を決定し、その1週間前までに詳細（時間・場所）を会員に公示しなければならない。

第72条 選挙は、無記名投票により行われる。

第73条 次の投票は、無効となる。

(1) 所定の以外の投票用紙を用いたもの

(2) 選挙管理委員会の指示に反したもの

第74条 開票結果は速やかに公開するものとする。

## 第11章 規約の改正

第75条 この規約の改正は総会の決議を受けて学長の承認を得る。

附則 この規約は2002年4月1日から施行する

附則 2004年4月1日一部改定（目的）

附則 2016年4月1日一部改定（専門学校開設に伴う改定、名称変更）

附則 2022年4月1日一部改定（広報役員新設）

## —クラブ・同好会内規—

### 〈活動計画書、活動報告書、部員名簿について〉

第一項：春、秋セメスター毎に、各セメスターの部員名簿(4月末／10月末の時点での)と当該年度の活動計画書及び前年度活動報告書を4月末／10月末までにクラブ委員長に提出しない場合、クラブ援助費の支給は認められない。

### 〈会計について〉

第一項：クラブ委員会の際に、各クラブは定期報告をする義務を負う。

第二項：クラブ委員会の決算は、秋セメスターの定期試験終了までに学友会会計役員へ報告を行い、その後3月31日までの間に変更や追加があった場合、4月1日～4月20日の間に二次報告を行う。

第三項：クラブ援助費は後援会との懇談後 14 日以内に振り込むこととする(振り込みはクラブ会計が行う)。

第四項：各クラブの通帳は全て「聖隷クリストファー大学学友会 会計役員」とし、印鑑は「聖友会」を用いる。

第五項：春セメスターでのクラブ会でその年の活動費の予算の目安をクラブ役員に提出する。(2006 年度より執行)

第六項：クラブ費の上乗せを要求する場合、申請書を提出する。その後学友会で検討し判断する

### 〈指導料について〉

第一項：何かしらの成果を上げているサークル、または同好会に支払われる。

条件として、最低年一回の公開(施設などへの訪問も含む)、学内活動(クリスマス、学際)の参加。これらを満たすことを最低条件とする。

### 〈クラブ費の使い方〉

第一項：個人目的での使用は認めない(個人目的かどうかは定期報告を経て会計役員の判断に委ねられる。もし個人目的と判断された場合は、自己負担とする)。

第二項：領収書には「品代」ではなく、「品名」を詳細に記載する。

第三項：領収書はしっかり保管する。領収書のない場合サークル費から支給されないものとする。

第四項：学友会からのクラブ援助費以外の金銭管理は、別の通帳を作って管理する。

第五項：高額なものをクラブ費で購入した場合はクラブ担当に申し出て、指定の備品シールを貼る。

第六項：歓送迎会やうちあげ等クラブメンバー同士の飲食代はクラブ費で使用してはならない(他大との合同うちあげ等は「クラブの活動」としては認めない)。

#### 〈施設の使用について〉

第一項：運動部と音楽系サークル、及び学友会室1・3・4を使用するサークルについては、それぞれクラブ委員会にて調整し、半期毎に決定する。

ただし、音楽系サークルにおいて、4号館4階音楽室以外を使用するサークルについては直接学生サービスセンターに「施設使用願」を提出する。

第二項：テニスコート、フットサル場、談話室を使用するサークルについては、クラブ会の際に話し合いで決め、クラブ役員に報告する。

#### 〈掲示板の使い方〉

第一項：(クラブ用の掲示板を除いた場所における)学友会指定の押印がされていない掲示物は原則として認められない。掲示して欲しいものについては QOL 委員に依頼する。

第二項：ただし、クラブの掲示板(1号館地下、5号館1階)については押印せずに掲示出来る。

第三項：学生ホールの掲示板は、クラブの掲示を原則として認めない。

#### 〈招聘願(講師の先生を呼ぶとき)〉

第一項：年度始めに、各自「招聘願」を学生サービスセンターに提出する。

第二項：継続する場合も年度始め毎に各自提出する。

#### 〈合宿等の許可願い〉

第一項：合宿時の事故等に備えて、合宿を行う場合は学生サービスセンターに届け出るものとする。

#### 〈他大との合同サークルについて〉

第一項：学友会指定のクラブとして認めない。

#### 〈クラブ名と部長の変更について〉

第一項：クラブ名の変更や部長の交代を行う場合、必ず学生サービスセンター及び学友会クラブ委員に申請をする。

#### 〈連絡先の変更について〉

第一項：電話番号・メールアドレス等連絡先を変更した場合は、直ちに学生サービスセンター及び学友会クラブ委員に申し出る。

#### 〈クラブ・同好会に認定について〉

第一項：同好会からクラブとして認定される為には、学友会規約第7章第36条及び第38章を満

たした上で定例或いは臨時のクラブ委員会に申請することにより認定される。

第二項：学友会規約第7章第38条(構成人数について)に基づいた理由等により、クラブが同好会となる場合については、クラブ委員会にて協議し、決定する。

\*その他、当大学及び学友会の規則に準拠する。

このクラブ内規は、2005.7.1より施行される。

2005.6.23 改訂。